

第1回 第14採択地区 教科用図書採択協議会議事録

平成27年4月30日（木）
第14採択地区教科用図書採択協議会事務局

第1回 第14採択地区教科用図書採択協議会 議事録

開 会：平成27年4月30日（木）午後4時55分

閉 会：平成27年4月30日（木）午後5時25分

会議場：秩父市芸術文化会館 2階会議室

来賓

北部教育事務所秩父支所長 田嶋 昌司

出席委員

秩父市教育委員会教育長	新谷 喜之（会長）
秩父市教育委員会委員	新井 康之
秩父市教育委員会委員	山中 朱根
横瀬町教育委員会教育長	久保忠太郎
横瀬町教育委員会委員	浅見 進
小鹿野町教育委員会教育長	中 紀雄
小鹿野町教育委員会委員長	齊藤 榮一
小鹿野町教育委員会委員	小池 恭一
皆野町教育委員会教育長	山口喜一郎
皆野町教育委員会委員長	新井 清永
皆野町教育委員会委員	飯野 水男
長瀬町教育委員会教育長	宮原 利定
長瀬町教育委員会委員長	小田 昇
長瀬町教育委員会委員	西山 忠文

出席事務局職員

秩父市教育委員会事務局次長兼学校教育課長	井深 道子
秩父市教育委員会主任指導主事	江本 泰幸
秩父市教育委員会指導主事	新井 章弘
横瀬町教育委員会指導主事	橋本 泰伸
小鹿野町教育委員会主任指導主事	横田 健男
皆野町教育委員会指導主事	吉田 浩
長瀬町教育委員会指導主事	浅見 博美

1 開 会

秩父市教育委員会事務局次長兼学校教育課長
第1回第14採択地区教科用図書採択協議会を開会する。

2 あいさつ

(1) 第14採択地区教科用図書採択協議会会長

採択の方法は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められている。

小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあるが、平成26年4月に改正された無償措置法により、採択に当たっては県の教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定し、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村委員会が協議して、種目ごとに同一の教科書を採択することが明確になった。

平成27年4月1日からは、共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設け、採択地区協議会における協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採用しなければならないこととされている。

秩父地区においても、従来の要項から「規約」と改め、条文の改正も行っている。本日の会議においても、共通理解するとともに、静謐な環境の中で共同採択が円滑に進むよう、ご意見をいただきたい。

(2) 北部教育事務所秩父支所長

昨年、「教科書の無償措置法」の改正があり、それを受けて、昨年11月1日より東秩父村の第13採択地区への変更が決定し、本年度の第14採択地区は1市4町による、中学校教科用とその採択替えとなる。

本日の採択協議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条（採択地区）、第13条（教科用図書の採択）や県教育委員会の通知（市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等について）に基づき開催される。

今回採択される教科用図書は、知識・技能の習得、活用、探求に対応するために、質と量の両面から充実されている。教科用図書の採択においては通知等をもとに、生徒の「確かな学力と自立する力の育成」や「豊かな心と健やかな体の育成」を図るために、毎日の学習活動で使うにふさわしい教科用図書を採択していただきたい。そして公正かつ適切な採択ができるよう、お願いをしたい。事務局を担当されている方に、感謝を申し上げる。

3 議 事

(1) 第14採択地区教科用図書採択協議規約について

議 長：「第14採択地区教科用図書採択協議会規約」について、説明をお願いする。

事務局：資料1の「第14採択地区教科用図書採択協議会規約について」主な

変更点を説明する。

議長：規約第18条に基づき、規約の変更について意見はあるか。

（「異議なし」という声あり）

異議なしと認め、次の議題に移る。

(2) 会長の職務代理について

議長：規約第7条に基づき「会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する」とある。事務の円滑実施のため、秩父市教育委員会の新井康之委員を職務代理として指名しますが、意見はあるか。

（「異議なし」という声あり）

異議なしと認め、新井康之委員を職務代理とする。

(3) 調査員の依頼について

議長：「調査員の依頼について」、提案をお願いします。

事務局：資料3「調査員（案）」を提案・説明する。

議長：社会科については、6人の調査員という提案があったが、意見や質問はあるか。

（「異議なし」という声あり）

質問・異議もないようなので、提案どおり依頼する。

(4) 予算及び負担金について

議長：「予算及び負担金について」、提案をお願いします。

事務局：資料4「予算（案）」を提案・説明する。

議長：質問はあるか。

（「異議なし」という声あり）

質問・異議もないようなので、提案どおりお願いします。

(5) 教科用図書の採択等の日程について

議長：「教科用図書の採択等の日程について」、提案をお願いします。

事務局：資料5「教科用図書の採択等の日程について」、説明する。

議長：質問はあるか。

（「異議なし」という声あり）

質問・異議もないようなので、提案どおりお願いします。

(6) その他

議長：事務局より連絡等があれば、お願いします。

事務局：本協議会の庶務については、規約第8条に「会長が所属する教育委員会において処理する」とある。秩父市教育委員会で庶務を行い、各町の事務局担当者にも取り計らい願う。

第1回調査員会及び負担金の納入の依頼文書は、本日お願いをする。

7月16日の第2回採択協議会の開催通知は後日送付する。

資料については取扱注意なので、十分な配慮をお願いします。

議 長：その他、委員から何かあればお願いします。

委 員：教科書センターはどこにあり、閲覧するにはどんな手続きが必要か。

事務局：秩父地区の教科書センターは、秩父市立南小学校である。閲覧の手続きについては、確認後お知らせする。

議 長：事務局からの提案があったが、いかがか。

委 員：承知した。

議 長：その他、委員から何かあればお願いします。

委 員：実際の採択協議会では、社会科についての協議が長くなる。事前に社会科のみ資料を提供してもらうことは可能か。

議 長：事務局の考えは、どうか。

事務局：今までそのような措置をしたことはない。社会科のみ協議時間を長く確保することは可能である。

議 長：第2回採択協議会において、社会科の時間を長く確保するという提案があったが、いかがか。

委 員：承知した。

議 長：その他に、何かあればお願いします。

特になければ、以上で議事を終了する。

5 閉 会

秩父市教育委員会事務局次長兼学校教育課長

第1回第14採択地区教科用図書採択協議会を閉会する。